

海上自衛隊新潟基地分遣隊

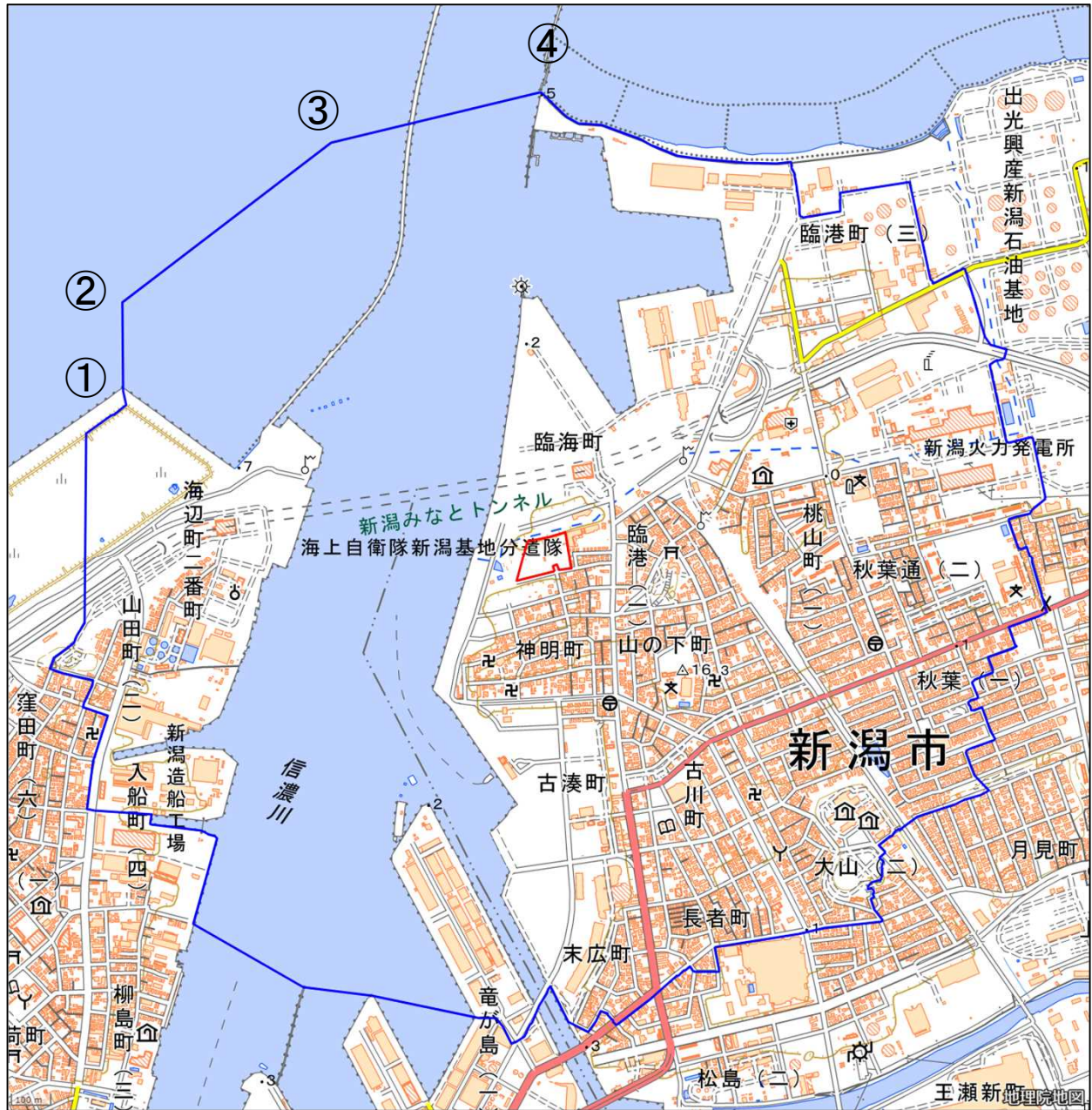
対象防衛関係施設 の所在地	新潟県新潟市 東区	臨海町一番一号
対象防衛関係施設 の区域	新潟県新潟市 東区	臨海町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	新潟県新潟市 東区	秋葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、秋葉通二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北葉町、神明町、末広町（次の図面に示す部分に限る。）、長者町、月見町（次の図面に示す部分に限る。）、東新町（次の図面に示す部分に限る。）、浜町、古川町、古湊町、桃山町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、山の下町、臨海町、臨港一丁目並びに臨港町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	新潟県新潟市 中央区	入船町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、海辺町一番町、海辺町二番町、窪田町（次の図面に示す部分に限る。）、西船見町（次の図面に示す部分に限る。）、雲雀町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町一丁目及び二丁目、室町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、山田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに竜が島一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十七度五十六分四十七秒、東経百三十九度三分二十九秒の点 二 北緯三十七度五十六分五十四秒、東経百三十九度三分二十九秒の点 三 北緯三十七度五十七分七秒、東経百三十九度三分五十秒の点 四 北緯三十七度五十七分十一秒、東経百三十九度四分十一秒の点
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区</p>		

域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

海上自衛隊新潟基地分遣隊周辺地域 (新潟県新潟市東区臨海町1番1号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

